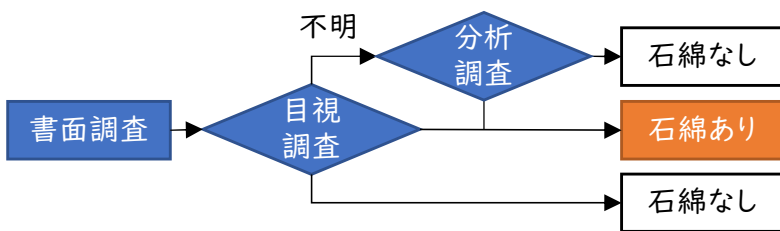


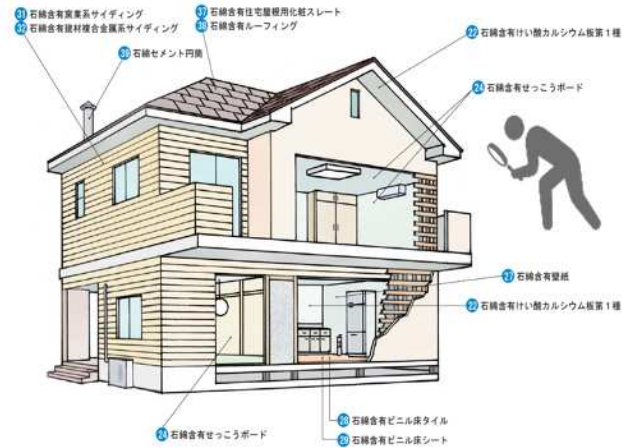
『大気汚染防止法』に基づき建物の解体・改造・補修工事には
石綿（アスベスト）の
事前調査・報告・掲示 等が必要です

◆ **事前調査の実施**

全ての解体等工事の元請業者・自主施工者は、
 石綿含有建材の有無について**事前調査**が必要



* 建築物に係る書面調査・目視調査は、「必要な知識を有する者」が行うこと 出典：「目で見えるアスベスト建材（第2版）」国土交通省



◆ **事前調査結果の報告**

一定規模以上の工事を行う場合は、
事前調査結果の報告が必要

スマホもOK!!



* 「石綿事前調査結果報告システム」を利用すること

<報告対象となる工事の規模>

建築物	解体工事	床面積80m ² 以上
	改修工事	
工作物*	解体工事	請負金額 100万円以上
	改修工事	

* 工作物については、環境大臣が定める「特定工作物」に限る

◆ **掲示板の設置**

工事期間中、作業現場の見やすい場所に
事前調査結果・作業内容の掲示が必要

* 石綿の有無にかかわらず、全ての工事で掲示が必要



<掲示例>

* 掲示板は、A3サイズ以上の大きさ

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
調査の方法	書面調査・目視調査
事前調査の結果	【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材
.....	●●●●
XXXXXXXXXX	△△△△△△
元請業者	(株)〇〇建設

『石綿あり』の場合は、石綿飛散防止対策を実施!!

◆ **特定粉じん排出等作業の実施** の届出 (レベル1, 2の工事に限る)



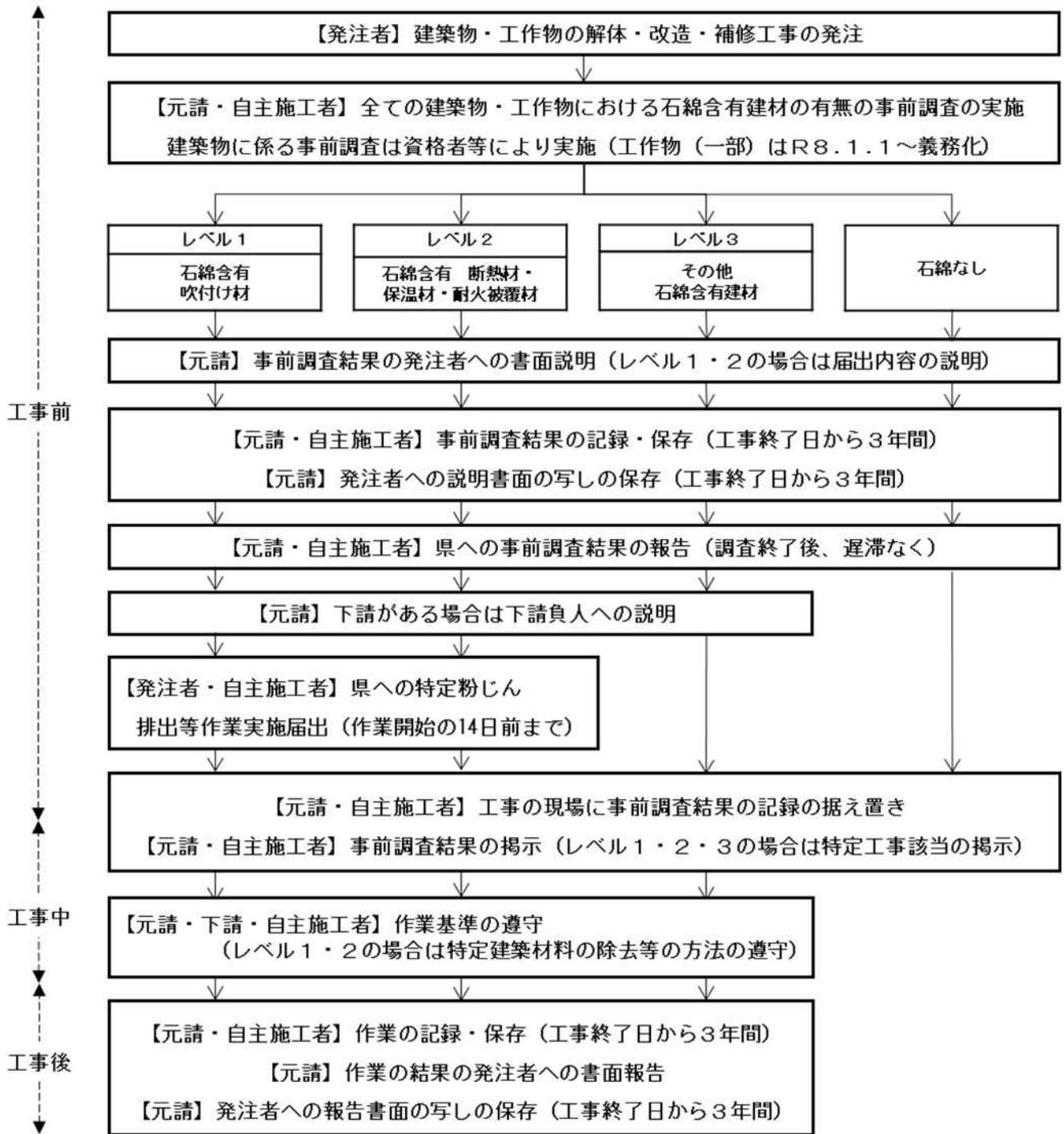
作業開始の**14日前**までに届出



◆ **作業基準**、特定建築材料 (レベル1, 2) の**除去・処理の方法** の遵守

※ 労働安全衛生法・石綿障害予防規則においても、同様の規制があります。

『大気汚染防止法』における石綿（アスベスト）規制の概要



佐賀県環境キャラクター「ピコピコ」

詳しくは
こちらまで!!

環境省Webサイト



石綿マニュアル

検索

佐賀県Webサイト



石綿規制 佐賀県

検索

【お問い合わせ先】

佐賀中部保健福祉事務所	環境保全課	0952-30-1907
鳥栖保健福祉事務所	環境保全課	0942-83-6820
唐津保健福祉事務所	環境保全課	0955-73-1179
伊万里保健福祉事務所	環境保全課	0955-23-5188
杵藤保健福祉事務所	環境保全課	0954-23-3506
有明海再生・環境課	生活環境担当	0952-25-7774